

コーデックス委員会における規格基準

国際的な規格基準策定の場合である FAO/WHO 合同食品規格委員会（コーデックス委員会）において採択されたミネラルウォーター類に関する規格は、ナチュラルミネラルウォーター（別添1）及びボトルド・パッケージドウォーター（別添2）の2種類である。

○ナチュラルミネラルウォーターの定義

- (a) ミネラルや微量成分によって特徴づけられる
- (b) 汚染から保護された源泉の地下から直接採水されたもの
- (c) 自然の変動の範囲内で成分が一定で、湧出量や採水温度が安定している
- (d) 源泉の微生物的純粋性及び化学的本質成分を保って採水されたもの
- (e) 源泉のすぐ近くで衛生的に包装されたもの
- (f) この規格で認められていること以外の処理をしていない

○ボトルド・パッケージドウォーターの定義

ナチュラルミネラルウォーター以外の人々が消費するための水であり、天然あるいは意図的に加えられたミネラルや二酸化炭素は含有しても良いが、砂糖、甘味料、香料及びその他の原材料を含んではならない。

(採択に至る経緯)

○ 1981年（昭和56年）

ヨーロッパ地域規格としてナチュラルミネラルウォーター規格が採択。

○ 1991年（平成3年）

コーデックス総会において、ナチュラルミネラルウォーターのヨーロッパ地域規格規格を世界規模規格にするという提案がなされ、検討が開始。

○ 1997年（平成9年）

コーデックス総会において、ナチュラルミネラルウォーターの規格が採択。また、ボトルド・パッケージドウォーター規格を策定することが提案され、検討が開始。

○ 2001年（平成13年）

コーデックス総会において、ボトルド・パッケージドウォーター規格が採択。

(別添 1)

ナチュラルミネラルウォーターに関するコーデックス規格 (仮訳)

CODEX STAN. 108-1981, Rev. 1-1997¹

1. 適用範囲

本規格は食品として販売に供される全ての包装したナチュラルミネラルウォーターに適用する。他の目的のために販売あるいは使用するナチュラルミネラルウォーターにはこれを適用しない。

2. 解説

2.1 ナチュラルミネラルウォーターの定義

ナチュラルミネラルウォーターは以下の理由により、通常の飲用水とは明らかに区別できる水をいう：

- (a) 一定の金属塩の含有量とその金属塩の相関的な調和及び微量元素もしくは他の要素の存在によって特徴づけられていること；
- (b) 自然あるいは削泉によって地下の地下水支持層から直接に源泉として得られるものであり、保護周辺の中でナチュラルミネラルウォーターの化学的及び物理的性質に対するいかなる汚染、又は外部からの影響を避けるために、可能なあらゆる予防手段をとらなければならないものであること；
- (c) 小規模の天然の変動サイクルが起こるのを考慮するのは当然として、その組成が一定しており、又その湧出量と温度が安定していること；
- (d) 源泉の微生物学的な純粋性及び本質的成分の化学組成が保証されるような条件下で採水されたものであること；
- (e) 特別な衛生上の予防策を講じた上で源泉の湧出地点のすぐ近くで包装されたものであること；
- (f) 本規格で認可されている処理以外のいかなる処理も受けていないこと。

2.2 補足的な定義

2.2.1 天然炭酸入りナチュラルミネラルウォーター

「天然炭酸入りナチュラルミネラルウォーター」とは、セクション 3.1.1 に従った可能な処理及びその源泉からのガスの再混入後、並びに通常の技術的公差を考慮に入れて包装した後に、標準状態の温度と圧力の下で自発的にまた目に見える状態で放出されるものと同じ二酸化炭素の含有量をもつナチュラルミネラルウォーターをいう。

2.2.2 非炭酸ナチュラルミネラルウォーター

「非炭酸ナチュラルミネラルウォーター」とは、天然の状態、及びセクション 3.1.1 に従った可能な処理の後、並びに通常の技術的公差を考慮に入れて包装した後、その水の中に溶存している重炭酸塩類を保つに必要な量を超えて遊離の二酸化炭素が含まれていないナチュラルミネラルウォーターをいう。

¹ 2001 年に改正

2.2.3 脱炭酸ナチュラルミネラルウォーター

「脱炭酸ナチュラルミネラルウォーター」とは、セクション 3.1.1 に従った可能な処理の後、及び包装の後に、湧出時より低い二酸化炭素含有量をもち、かつ標準状態の温度と圧力の下で目に見える状態で自発的に二酸化炭素を放出することのないナチュラルミネラルウォーターをいう。

2.2.4 泉源の二酸化炭素で強化したナチュラルミネラルウォーター

「泉源の二酸化炭素で強化したナチュラルミネラルウォーター」とは、セクション 3.1.1 に従った可能な処理の後、及び包装の後に、湧出時より高い二酸化炭素含有量をもつナチュラルミネラルウォーターをいう。

2.2.5 炭酸入りナチュラルミネラルウォーター

「炭酸入りナチュラルミネラルウォーター」とは、セクション 3.1.1 に従った可能な処理の後、源泉以外の二酸化炭素の添加により発泡するようにされているナチュラルミネラルウォーターをいう。

2.3 認可

ナチュラルミネラルウォーターは、湧出国の管轄公的機関によりナチュラルミネラルウォーターと認定されなければならない。

3. 組成と品質要件

3.1 処理と操作

3.1.1 認可処理には、デカンテーション及び／又はろ過による鉄、マンガン、硫黄あるいはヒ素を含む化合物のような不安定性分の分離を含み、必要があればエアレーションの前処理により促進する場合も含む。

3.1.2 上記セクション 2.2.1、2.2.2、2.2.3、2.2.4、2.2.5 及び 3.1.1 に規定する処理は、その水の特性となっている本質的な成分をなすミネラルの含有量を改変させないという条件の下でのみ実施することができる。

3.1.3 包装の目的で、あるいは包装以前のいかなる工程の目的であろうと、ナチュラルミネラルウォーターをバルクコンテナで輸送することを禁止する。

3.2 特定物質の健康関連限界値

包装した状態にあるナチュラルミネラルウォーターには、以下の物質が以下の量を超えて含まれてはならないものとする。

3.2.1 アンチモン	0.005 mg/l
3.2.2 ヒ素	0.01 mg/l 総 As として算出
3.2.3 バリウム	0.7 mg/l
3.2.4 ホウ酸塩	5 mg/l ホウ素として算出
3.2.5 カドミウム	0.003 mg/l
3.2.6 クロム	0.05 mg/l 総 Cr として算出

3.2.7	銅	1 mg/l
3.2.8	シアン	0.07 mg/l
3.2.9	フッ素	セクション 6.3.2 参照
3.2.10	鉛	0.01 mg/l
3.2.11	マンガン	0.5 mg/l
3.2.12	水銀	0.001 mg/l
3.2.13	ニッケル	0.02 mg/l
3.2.14	硝酸塩	50 mg/l 硝酸塩として算出
3.2.15	亜硝酸塩	0.02 mg/l 亜硝酸塩として ²
3.2.16	セレン	0.01 mg/l

セクション 7 に規定する方法に従って検査した場合、以下の物質が定量限界以下³であるものとする。

- 3.2.17 界面活性剤⁴
- 3.2.18 農薬及び PCB 類⁴
- 3.2.19 鉱油
- 3.2.20 多環芳香族炭化水素

4. 衛生

- 4.1 本規格の条項に包含される製品は、国際規範・食品衛生の一般原則(CAC/RCP 1-1969, Rev.3-1997)の適用可能条項、及びナチュラルミネラルウォーターの採水、処理及びマーケティングに関する国際規範(CAC/RCP 33-1985)に従って調製することを勧告する。
- 4.2 源泉もしくは湧出地点は環境汚染の危険から保護されるものとする。
- 4.3 ナチュラルミネラルウォーターの生産に充てる設備は、いかなる汚染の可能性をも排除するようなものとする。この目的のため、特に：
 - (a) 採水用の装置、配管及び貯水槽はその水に適合する材質で作られており、又その水の中に異物が入り込まぬような方法で作られているものとし；
 - (b) 設備とその生産時の取扱い、特に洗浄と包装用の装置は衛生要件に合致するものとし；
 - (c) もし、生産中にその水が汚染されていることが発見された場合、生産者は汚染の原因が除かれるまですべての作業を停止するものとし；
 - (d) 上記各規定の遵守については、原産国の要件に従って定期的に検査を受けるものとする。

² 品質規格として設定（幼児を除く）

³ 関連する ISO 法の通り

⁴ 適切な分析方法の策定が保留中のものを一時的に支持したもの

4.4 微生物学的要件

市場にある間、ナチュラルミネラルウォーターは：

- (a) 消費者の健康に対する危険が存在しない（病原微生物がない）ような品質のものであることとし；
- (b) それに加えて以下の微生物学的要件に従うものとする。

一 次 試 験		判 定		
E.coli または耐熱性 大腸菌群	1×250ml	}	いかなるサンプルにおいても検出 されてはならない	
総大腸菌群	1×250ml			
腸球菌	1×250ml	}	もし ≥ 1 又は ≤ 2 → 二次試験を行う	
緑膿菌	1×250ml			
亜硫酸塩還元嫌気性菌	1× 50ml			
二 次 試 験				
	n	c ⁵	m	M
総大腸菌群	4	1	0	2
腸球菌	4	1	0	2
亜硫酸塩還元嫌気性菌	4	1	0	2
緑膿菌	4	1	0	2

二次試験は一次試験に使用したものと同一容量で行うものとする。

- n：示されたサンプリング計画を満たすために検査する必要があるロットからのサンプル単位数。
- c：容認できる最大数、あるいは微生物学的基準 m を超えてもよい最大許容サンプル単位数。この数を超える場合、そのロットは不合格。
- m：1g 当たりの最大細菌数あるいは最大レベル；このレベル以上の値は許容限界あるいは許容できない。
- M：許容できない品質の食品から許容限界の品質を分けるために用いる量。任意のサンプルでも M あるいは M 以上の値は、健康被害、衛生指標あるいは潜在的な腐敗に関連して許容できない。

5. 包装

ナチュラルミネラルウォーターは起こり得る品質低下及び汚染からの保護に適し、気密的に封をした小売容器に包装するものとする。

6. 表示

⁵ 一次及び二次試験の結果

販売前に包装された食品の表示に関する一般規格(CODEX STAN 1-1985,Rev1-1991)に加えて、以下の条項に従うものとする。

6.1 製品の名称

6.1.1 製品の名称は「ナチュラルミネラルウォーター」とするものとする。

6.1.2 セクション 2.2 に従って以下の名称を使用するものとする。また、適切な記述的用語(例えばスティル及びスパークリング)を同時に使用することができる。

- －天然炭酸入りナチュラルミネラルウォーター
- －非炭酸ナチュラルミネラルウォーター
- －脱炭酸ナチュラルミネラルウォーター
- －源泉の二酸化炭素で強化したナチュラルミネラルウォーター
- －炭酸入りナチュラルミネラルウォーター

6.2 名称と所在地

源泉の場所及び源泉の名称を表示するものとする。

6.3 表示の付加要件

6.3.1 化学組成

製品を特徴づける化学組成をラベル上に表示するものとする。

6.3.2 製品が 1mg/l を超えるフッ素を含む場合、以下の用語をラベル上で製品名の一部、又はそのごく近くに、もしくは目立つ場所に示すものとする:「フッ化物含有」。これに加えて、その製品が 2mg/l を超えるフッ化物を含む場合、以下の文章をラベル上に含めなければならない:「本製品は幼児及び7歳未満の児童には適しません」。

6.3.3 ナチュラルミネラルウォーターがサブセクション 3.1.1 の付加条項に従って処理された場合、その処理の結果をラベル上に示すものとする。

6.4 表示禁止事項

6.4.1 医学的(予防薬、緩和剤又は治療薬)効果に関する主張は、本規格に含まれる製品の性質についてこれを行ってはならないものとする。消費者の健康に関して有益なその他の効果についての主張は、それが真実かつ誤解を生じない場合を除いて行ってはならない。

6.4.2 地方名、村名または特定地名は、その商品名に選ばれた場所で採水されたナチュラルミネラルウォーターを指すのでなければ、その商品名の一部を成すことができない。

6.4.3 販売を行う場合、ナチュラルミネラルウォーターの環境、源泉、成分組成及び特性に関し、公衆の心理に混乱を作り出すような記述又は絵入りの意匠の使用、もしくは公衆を惑わす何等かの方法の使用は、いかなるものもこれを禁止する。

7. 分析方法とサンプリング

「Codex Alimentarius Volume 13」参照